

経 理 ・ 会 計 実 務 科

- 簿記・パソコンが初めての方でも基礎から学べて安心です。
- 日商簿記3級・2級の資格取得、あなたの再就職をバックアップします。

受講生募集



※日商簿記 試験予定日：11/15（日）

訓練期間	令和2年7月30日（木）～令和2年11月27日（金）（4か月間） 基本時間：9：10～15：50 休日：原則として、土、日、祝日、お盆期間（8/13～8/15）
訓練場所	A P C 山形パソコンスクール 山形市青田三丁目4番28号（裏面「地図」参照）
定員	15名（最少催行人数10名）
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して訓練修了3か月以内の再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約21,000円が必要となります。 また、検定料（日商簿記：3級 2,850円、日商簿記：2級 4,720円）等は個人負担となります。
募集締切日	令和2年7月13日（月）
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
選考会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：令和2年7月15日（水） 午前10時00分から（時間厳守） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場所：山形県立山形職業能力開発専門校（裏面「地図」参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン等）

【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業

検索

◆訓練概要◆

[訓練目標] 簿記による経理業務に係る実務的知識・技能を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得する。

[目指す職務] 経理事務、一般事務等

[訓練カリキュラム]

総訓練時間（目安） 4 5 4 H

科 目	科 目 の 内 容	時間数
簿記基礎 商業簿記・工業簿記	複式簿記のしくみ、貸借対照表と損益計算書、試算表、精算表、法人会計、財務諸表、本支店会計、原価計算、損益分岐点分析、製造原価報告書等	245 H
簿記総合演習他	実践演習、試験対策、給与計算、年末調整、社会保険等	67 H
会計ソフト	仕訳処理、決算書の作成、貸借対照表・損益計算書の作成、資金繰り表の作成	20 H
文書作成・表計算 プレゼンテーション	ビジネス文書の基礎、文書作成ソフトの機能と操作、帳票の基礎、表計算、関数の利用、グラフ作成、プレゼンテーションの基礎、スライド作成等	78 H
就職支援他	応募書類の書き方、面接の仕方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	44 H

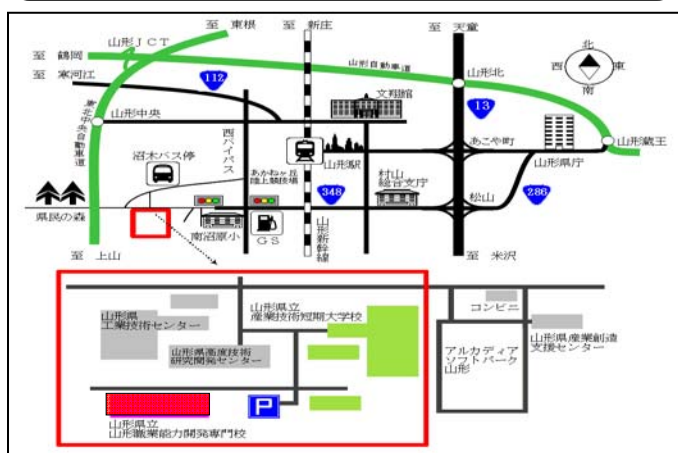
[そ の 他] Windows 1 0、Microsoft Office2016、弥生会計 20 を使用します。
※キャリア・コンサルティングを受ける場合には、その計画にしたがってください。

「選考会場」

場 所：山形県立山形職業能力開発専門学校
住 所：山形市松栄 2-2-1
電 話：0 2 3-6 4 4-9 2 2 7

「訓練会場」

場 所：APC山形パソコンスクール
住 所：山形市青田三丁目 4 番 2 8 号
電 話：0 2 3-6 3 3-2 1 2 2 ※無料駐車場あり



◆ご相談・お申込み窓口◆

窓 口 機 関	郵便番号	住 所	電 話 番 号
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松町 2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。